

諫早市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、諫早市の
地方創生に向けた取組の向上等を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」
といふ。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) 女性の活躍推進に関すること。
- (5) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、
具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、
書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいて
も、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容
の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三
者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を
負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の
有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない
ときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲
乙協議の上、決定するものとする。

令和 3年12月21日

長崎県諫早市東小路町7-1

甲 諫早市

諫早市長

大久保深重

長崎県諫早市八坂町1-7

乙 日本郵便株式会社

諫早郵便局長

市田治久

別記

事業所名	所在地
諫早郵便局	諫早市八坂町 1-7
深海郵便局	諫早市高来町富地戸 449-1
西諫早郵便局	諫早市山川町 1-4
諫早永昌郵便局	諫早市永昌町 9-7
小長井郵便局	諫早市小長井町井崎 679-3
北諫早郵便局	諫早市天満町 17-15
高来郵便局	諫早市高来町三部壱 405-2
長田郵便局	諫早市長田町 2149-3
本野郵便局	諫早市上大渡野町 6-3
諫早真崎郵便局	諫早市真崎町 1715-1
森山郵便局	諫早市森山町下井牟田 1017-3
真津山郵便局	諫早市貝津町 2973-2
飯盛郵便局	諫早市飯盛町開 26-8
諫早小野郵便局	諫早市小野町 514-3
南諫早郵便局	諫早市立石町 1030-4
多良見郵便局	諫早市多良見町化屋 479
有喜郵便局	諫早市有喜町 219
大草郵便局	諫早市多良見町元釜 95-12
田結郵便局	諫早市飯盛町里 191-5
喜々津シーサイド郵便局	諫早市多良見町シーサイド 1-278